

石垣市子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

案

令和6年12月時点
石垣市

***** 目次 *****

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
計画策定の背景と趣旨	3
計画の性格と位置づけ	4
計画の期間	5
計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
第3章 計画の基本方針	9
計画の基本理念	9
計画の基本目標	10
計画の体系（案）	11
教育・保育提供区域の設定	12
第2部 各論	14
第1章 教育・保育	15
教育・保育の見込み量と確保の方策.....	15
教育・保育の推進体制	19
第2章 地域子ども・子育て支援事業	21
第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策	35
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	35
ひとり親家庭への支援と自立促進.....	36
児童館等の居場所づくり.....	37
第4章 計画の推進	39
計画の進行管理	39
計画の推進のための各主体の役割	39
資料編	40

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」において、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、法の規定に基づき、平成26年度に「石垣市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期事業計画」という。）、令和2年度に「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」（以下、「第2期事業計画」という。）を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策を定めました。

我が国の子ども・子育て支援については、平成15年に制定された少子化対策基本法等に基づき総合的な施策が講じられてきたところですが、晩婚化や未婚化などを背景とした少子化の進行や、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、保育所待機児童等の問題の深刻化など、さまざまな課題が発生したことから、これらの課題に対応すべく、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」や「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の『子ども・子育て関連3法』に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度である『子ども・子育て支援新制度』が、平成27年度から施行されました。平成29年6月に『子育て安心プラン』、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた幼児期の教育・保育や放課後児童健全育成事業等の量的拡充を図ることとしました。さらに、令和元年10月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、教育・保育の無償化が開始されるなど、子ども・子育て支援に対する国の施策も充実が図られています。また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を目的とした、「改正児童福祉法」が令和4年6月に成立し、訪問型支援や親子間の関係構築に向けた支援を含む3事業が新設され、地域子ども・子育て支援事業へ位置づけられています。さらには、令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づく「こども家庭庁設置法等」により、令和5年度から「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野にいれ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという、「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。

本市では、このような国の子ども・子育て支援の動向や本市の実情を十分に踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について適切な質・量の確保等に取り組むとともに、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やひとり親家庭への支援と自立促進、子どもの多様な居場所づくりの推進を図ることを目的として、「第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

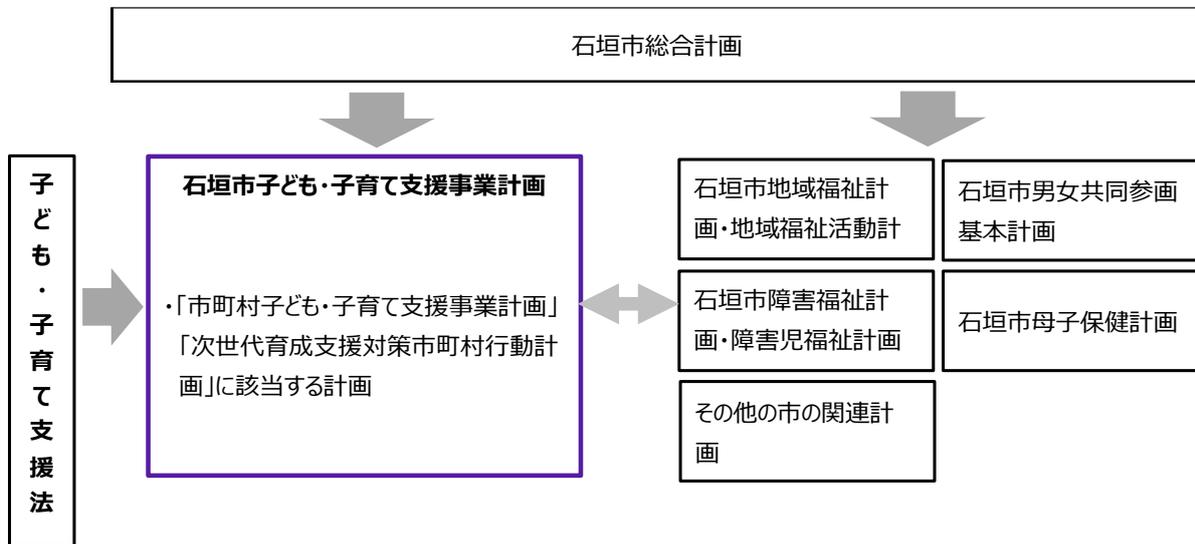
計画の性格と位置づけ

本計画は、石垣市総合計画における将来像の実現を図るため福祉分野における子育て支援の充実を目指すものとして、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第72条第1項で定める「石垣市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて策定するものです。

あわせて、次世代育成支援対策推進法第8条第1項で定める「次世代育成支援対策市町村行動計画」の内容も包含する計画としての性格も有するものです。

また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「男女共同参画基本計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「母子保健計画」等のその他の本市の関連計画等と整合性を持つものとします。

《計画の位置づけ》



計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を最終年度とする5年間を計画期間とします。
 なお、計画の進捗状況に応じて、令和9年度を目途に中間見直しを行います。

《計画の期間づけ》

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期事業計画					第3期事業計画				
		見直し					見直し		

計画の策定体制

計画の策定にあたり、市民や関係者の意見を反映するため、以下の取り組みを行いました。

① 保護者を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）の実施

子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識を把握するため、本市に住民票のある0歳～中学3年生までの全児童の保護者を対象に、3種類のアンケート調査を実施しました（就学前児童保護者用・小学生保護者用・中学生保護者用）。

② 関係団体等ヒアリング調査の実施

子育て支援従事者が抱える課題等を把握するため、教育・保育施設をはじめとしたサービス提供事業者等の関係団体を対象としたヒアリング調査を実施しました。

③ こども・若者向けオンライン意見箱の実施

こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加できる取組として、自由な意見を募集し、今後の政策の参考とすることを目的に実施しました。

④ 石垣市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、本市の保護者や学識経験者、子育て支援に従事する者等で構成する「石垣市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等の審議を行いました。

⑤ パブリックコメントの実施

本計画内容を広く市民に公開し、計画内容に対する意見等を踏まえて策定を行うため、パブリックコメントを実施しました。 [12月頃～実施予定]

第1部 総論

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

人口等の動向や第2期事業計画の進捗状況、保護者を対象としたアンケート調査（ニーズ調査）や関係団体等ヒアリング調査の結果から、本市の子ども・子育てを取り巻く現状及び課題について、以下の7つの視点から総括しました。

※詳細データは資料編に掲載予定

①女性の就業率の高まり

- 本市の女性の就業率は沖縄県に比べて高く、全国と同程度であるが、全国・沖縄県と比べて、女性の就業率が**30歳前後の結婚・出産期に当たる年代にいったん低下する、いわゆる「M字カーブ」**の傾向があります。
- ニーズ調査結果によると、女性の就業率は、フルタイム、パート・アルバイト等も含め**就学前児童・小学生の母親の7～8割以上が就労**しています。
- また、前回調査（平成30年度）と比べて、未就労の母親の子育てに専念したい意向はやや高くなっているが、パート・アルバイト等で就労している母親の3割にフルタイムへの転換意向があり、未就労の母親も6割が就労意向を示していることから、**今後も女性（母親）の就業率がさらに高まる**ことが予想されます。

②男性の育児参画の高まり

- 就学前児童保護者の育児休業率は、父母ともに前回調査（平成30年度）からそれぞれ10ポイント前後高まり、特に**父親では取得率が13.5%と1割を超えた**結果となりました。
- また、子どもの病気等で平日に定期的に利用している教育・保育を休んだ場合の対処方法として、「父親が休んだ」での対応が5割弱に達しており、前回調査（平成30年度）から12.7ポイントと顕著に増加しています。

③教育・保育ニーズの高まり

- ニーズ調査結果によると、平日の教育・保育の利用状況は、「認可保育所」の割合が5割を超えており、次いで「認定こども園」が2割強と続き、その他のサービスはいずれも1割未満に留まっています。
- 一方で、平日の教育・保育の利用意向では、幼稚園・認可保育所の希望が低くなっているものの、「認定こども園」が前回調査（平成30年度）から1割程度、利用意向が高くなっており、今後も幼稚園、認可保育所から**認定こども園への利用転換が高まる**と考えられます。
- 教育・保育のニーズへの対応を検討する際には、利用希望エリアも考慮する必要がありますが、ニーズ調査によると**全地区において居住地区内の施設の利用希望が高い傾向**にあるが、その比率は2割～9割まで地域により差が見られました。
- 教育・保育の休日ニーズは、前回調査（平成30年度）と比べて利用意向のある割合はやや低下しているが、**土曜日のニーズが6割弱**（前回調査：7割弱）と半数以上となっており、観光関連等のサービス業を含む第3次産業の従事者が多い本市の就業状況を反映した結果となっています。

④緊急時や休日等の支援ニーズへの対応

- 地域子ども・子育て支援事業のうち、一時預かり事業（幼稚園在園児）については、令和2年度以降は、教育・保育の2号認定（新2号認定）として対応しています。
- 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）については、コロナ過で利用者数が落ち込んでいたが、**令和2年度から令和4年度にかけて、利用割合が高まっており、今後の利用者数増加が予想されます。**
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）については、利便性や事業周知の問題等もありましたが、令和4年度には計画値に達しています。
- ニーズ調査によると、**一時預かりや幼稚園の預かり保育（不定期）、ファミリー・サポート・センターの利用状況は前回調査（平成30年度）とほぼ同程度**であり、利用していない割合が8割でした。その理由をたずねたところ、「特に利用する必要がない」が6割強、利用料の負担や自分が事業の対象なのかどうか、「事業の利用方法がわからない」との回答が2割弱を占めており、引き続き、事業周知が課題と考えられます。

⑤小学生の放課後対策

- 第2期事業計画において、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の施設数は計画値を上回って推移しています。
- ニーズ調査における「子育てに関して周囲から受けたい支援」（自由記述形式）の回答においても、小学生の保護者を中心に、**放課後対策に関するご意見が多数**挙がっています。また、放課後児童クラブの校内設置や学童等の預かり施設の充実、放課後の居場所が少ない（公園や広場など）等の要望が挙がっています。
- 今後の放課後の過ごし方の希望では、習い事やクラブ活動、学習塾、放課後児童クラブ（学童保育）等の子どものための施設の希望割合が上位となっており、**放課後児童クラブをはじめとした多様な居場所づくりを行うなど、総合的な放課後対策や子どもの居場所づくりの充実が**求められています。

⑥保育人材の確保に係る取り組み

- 前述のとおり、今後も教育・保育をはじめとした各種サービスのニーズは高まることが予想されますが、事業者側からは、**保育士や放課後児童支援員をはじめとした人材確保が課題**として挙げられています。
- 本市においては、就学前の教育・保育に係る人材確保対策として、島外からの保育士誘致や島内の潜在保育士等の再就職支援をはじめ、島内での保育士資格取得のための環境整備や事業者と連携をし、保育士の安定的な確保、勤務しやすい環境による離職防止のための取組等を実施していますが、今後も教育・保育等のサービスニーズに適切に対応していくために、本計画においても、**事業者等と連携した人材確保対策の継続が必要**と考えられます。

第1部 総論

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

⑦ サービス以外に求められる多様な子ども・子育て支援

- 子ども・子育て支援は、「家庭」「地域」「企業・事業所」「教育・保育所等サービス事業者」「行政」等のさまざまな主体ごとの取組を進め、社会全体で協働して、多様な分野による総合的な支援が不可欠です。
- 前回に引き続き、今回のニーズ調査でも、サービス以外の支援の一環として、「児童館」に関する意向の把握を行いました。就学前児童・小学生・中学生すべての年代で **4割以上の保護者が児童館の増設を希望**しており、児童館の機能として、子どもの遊び・体験の場や就学後の放課後の居場所、学習支援など多様な内容が求められています。
- 「石垣市に特に力を入れて取り組んでほしい施策」をたずねたところ、子育てのための経済的支援がそれぞれの年代で最も多く挙がっており、放課後児童対策、就学前の教育・保育サービス等をはじめ、子育てにやさしい住環境の整備、仕事と子育ての両立、子どもの健康づくり支援や医療体制、ひとり親家庭等の支援、子どもの貧困対策、いじめや不登校児への対応等が上位に挙がっています。関係団体等ヒアリング調査においても、前回調査（平成30年度）と変わらず、子どもの居場所づくりをはじめ、児童虐待や貧困、発達障害等に対する支援の必要性が指摘されており、**本市の他の関連計画とも連携しながら、多様な分野における子ども・子育て支援の充実**が望まれています。

第3章 計画の基本方針

計画の基本理念

計画の基本理念は、平成22年3月策定の「次世代育成支援行動計画（子ども子育て支援行動計画：後期計画）」及び平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画（第1期事業計画）」、令和2年3月策定の「第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画（第2期事業計画）」を踏襲し、下記のとおりとします。

この基本理念は、「誰もが安心して子どもを産み育てることができる」、「生まれてきた子どもたちが元気で安心して生活できる」、「地域全体で子どもを育てることができる」社会の実現を目指すものとして掲げてきました。

本計画では、この基本理念のもと、教育・保育をはじめとした子育てを支える各種サービスの質・量の確保はもとより、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みや、ひとり親家庭への支援と自立を促進する環境整備、そして放課後対策も含めた子どものための多様な居場所づくりを重点的に推進していきます。

また、この理念は、本計画以外の子ども・子育て支援に係る各種計画とも共有し、本計画及び関連計画が一体となって、その実現に向けて取り組むこととします。

基本理念

生まれどう宝（子宝こそ第一）

ふあーまー（子・孫）元気

結い（地域）で子育て

①生まれどう宝（子宝こそ第一）

すべての新しい命がその誕生を喜ばれ、人と人との関わりをとおして、豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援します。

②ふあーまー（子・孫）元気

すべての子どもたちが元気で、生き生きと幸せに育ち、安心して生活できるまち、互いに希望を語り合い、子育てをとおして親も子も育っていく環境づくりに取り組みます。

③結い（地域）で子育て

経験豊かな祖父母世代を含む「ゆいまーる」をとおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、子育て家庭が夢や希望を、そして自信を持って子育てができるまちづくりに取り組みます。

計画の基本目標

計画の基本理念のもと、以下の4つの基本目標を設定し、計画を展開していきます。

基本目標1 教育・保育及び子育て支援の確実な提供

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、女性の就業率向上等に伴う利用ニーズの動向に適切に対応できるよう、教育・保育施設等のサービス提供事業者や地域等と連携・協働しながら、必要なサービスを確実に提供できる環境整備に取り組みます。

あわせて、サービスの質の向上や保育士等の人材確保対策に継続して取り組みます。

基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県等と連携しながら、市民や企業等に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てへの男女共同参画に関する啓発等に取り組みます。

あわせて、教育・保育をはじめ、「小1の壁」を打破するための小学生の放課後児童対策、病児保育事業等の緊急時の支援サービスをはじめとした、仕事と子育ての両立支援に係る各種サービス等について、必要量の確保と利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 ひとり親家庭への支援と自立促進

子育て家庭全般に対する経済的負担の軽減に加え、ひとり親家庭が直面する経済的・社会的な課題に対応するため、相談・情報提供体制の構築や就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保の支援等を行い、自立を促進する環境整備に取り組みます。

基本目標4 子どものための多様な居場所づくり

中高生も含めたすべての子どもが、放課後や週末等に、様々な体験や遊び、学習活動等ができる安全・安心な居場所として、児童館をはじめとした多様な居場所づくりに取り組みます。

なかでも小学生については、総合的な放課後対策として、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を計画的に整備するなど、すべての小学生が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動が行える環境づくりに取り組みます。

計画の体系（案）

基本理念	基本目標	施策・事業分野	
生まりどう宝 ・ ふあーまー元気 ・ 結いで子育て	教育・保育及び子育て支援の確実な提供	教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・認定こども園・保育所 ・地域型保育事業 (1～3号認定)
		地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ・妊婦等包括相談支援事業 ・乳児等通園支援事業 ・産後ケア事業
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発 ・仕事と子育ての両立支援 等
	ひとり親家庭への支援と自立促進	ひとり親家庭への支援と自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・情報提供 ・就業支援 ・経済的支援 ・子育て・生活支援 等
子どものための多様な居場所づくり	児童館等の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館 等 	

教育・保育提供区域の設定

1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）とされており、提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示すこととされています。

*** 教育・保育提供区域の設定・運用にあたっての留意事項 ***

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

2) 教育・保育提供区域の設定

第1期事業計画では提供区域を1市1区域と設定していましたが、第2期事業計画においては、特に教育・保育について地域の状況に応じた量の確保等の取り組みを進めるため、以下の区分による1市3区域で設定しました。本計画においても引き続き同区域で設定し対応していきます。なお、北部・西部地区については、人口規模が小さく、わずかな人口増減が見込み量等に大きく影響することから、本計画期間中の動向を注視し、必要に応じて中間見直し等により対応していきます。

地域子ども・子育て支援事業については、事業実施主体が少なく、かつ市街地に集中している等の状況から、提供区域を1市1区域と設定し、市全域として量の確保に取り組みます。

《教育・保育提供区域》

提供区域名	該当校区	教育・保育ニーズの状況（ニーズ調査結果等）
北部	明石、野底、伊野田校区	居住校区内での利用ニーズが高い
西部	川平、崎枝、吉原、富野校区	居住校区内での利用ニーズが高い
市街地（※）	北部・西部以外のすべての校区	居住校区及び隣接校区での利用ニーズが高い

（※）ここでの「市街地」とは上記の該当校区のことを指し、「石垣市都市計画マスタープラン」等での定義とは異なる。

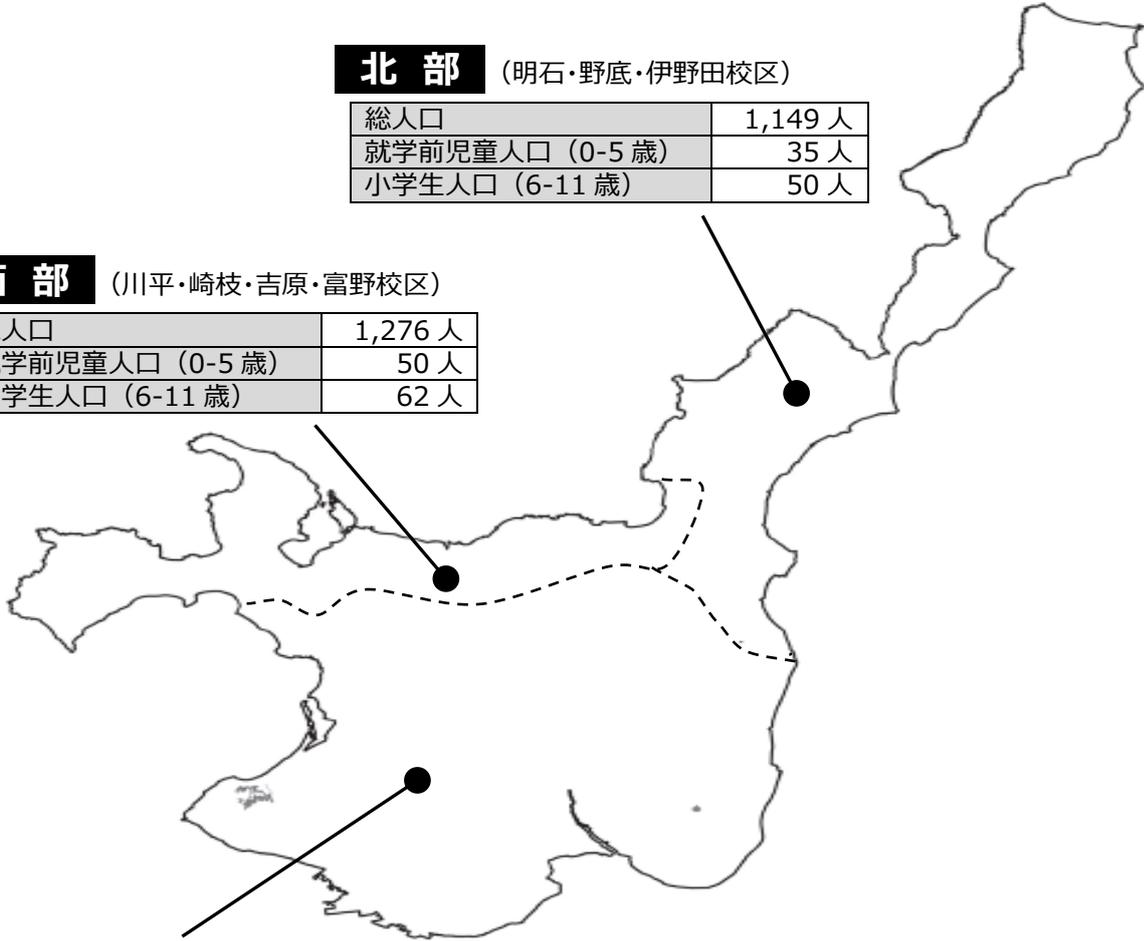
《教育・保育提供区域（区域マップ）》 ※人口は令和6年4月1日現在

北部（明石・野底・伊野田校区）

総人口	1,149人
就学前児童人口（0-5歳）	35人
小学生人口（6-11歳）	50人

西部（川平・崎枝・吉原・富野校区）

総人口	1,276人
就学前児童人口（0-5歳）	50人
小学生人口（6-11歳）	62人



市街地（北部・西部以外の校区）

総人口	46,807人
就学前児童人口（0-5歳）	2,805人
小学生人口（6-11歳）	3,180人

第2部 各論

第1章 教育・保育

教育・保育の見込み量と確保の方策

1) 1号認定[教育標準時間認定]〈担当課：子育て支援課〉

(3～5歳/学校教育のみ利用＝認定こども園・幼稚園利用)

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、1号認定は、3歳～5歳の認定こども園や幼稚園での学校教育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で利用ニーズに対応が可能です。

単位：(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	127	124	121	117	114
	確保方策	[B]	532	537	537	537	537
	差	[B-A]	405	413	416	420	423
北部	量の見込み	[A]	1	1	1	1	1
	確保方策	[B]	1	6	6	6	6
	差	[B-A]	0	5	5	5	5
西部	量の見込み	[A]	1	1	1	1	1
	確保方策	[B]	15	15	15	15	15
	差	[B-A]	14	14	14	14	14
市街地	量の見込み	[A]	125	122	119	115	112
	確保方策	[B]	516	516	516	516	516
	差	[B-A]	391	394	397	401	404

2) 2号認定[保育認定] (担当課：子育て支援課)

(3～5歳／保育の必要性あり＝認定こども園・保育所利用)

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、2号認定は、3歳～5歳の保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で利用ニーズに対応が可能です。

単位：(人)

			R7		R8		R9		R10		R11	
			教育 ニーズ	保育 ニーズ								
市全体	量の見込み	[A]	268	1,015	261	991	255	966	247	935	241	911
	確保方策	[B]	1,364		1,319		1,319		1,319		1,319	
	差	[B-A]	81		67		98		137		167	
北部	量の見込み	[A]	3	13	3	12	3	12	3	12	3	11
	確保方策	[B]	74		29		29		29		29	
	差	[B-A]	58		14		14		14		15	
西部	量の見込み	[A]	5	17	4	17	4	16	4	16	4	15
	確保方策	[B]	32		32		32		32		32	
	差	[B-A]	10		11		12		12		13	
市街地	量の見込み	[A]	260	985	254	962	248	938	240	907	234	885
	確保方策	[B]	1,258		1,258		1,258		1,258		1,258	
	差	[B-A]	13		42		72		111		139	

3) 3号認定[保育認定] (担当課：子育て支援課)

(0歳、1歳、2歳／保育の必要性あり＝認定こども園・保育所・地域型保育事業所利用)

【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、3号認定は、0歳～2歳の保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所、地域型保育事業所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向や育児休業の取得状況等で検証して算出しました。

【確保の方策】

北部の0歳児の利用ニーズについては、令和8年度に予定している認定こども園開設までの間は、他区域の受け入れにより対応することとします。

市街地については、令和9年度に量の見込みが確保方策を下回る見通しであることを踏まえ、認定こども園・保育所との連携のもと、定員の弾力化等により利用ニーズに対応できる供給体制の確保を図ります。

1・2歳の利用ニーズについては、市全体及び各提供区域において、現在の供給体制で対応が可能です。

0歳

単位：(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	294	289	286	285	285
	確保方策	[B]	290	293	293	293	293
	差	[B-A]	▲ 4	4	7	8	8
北部	量の見込み	[A]	2	2	2	2	2
	確保方策	[B]	0	3	3	3	3
	差	[B-A]	▲ 2	1	1	1	1
西部	量の見込み	[A]	4	4	4	4	4
	確保方策	[B]	9	9	9	9	9
	差	[B-A]	5	5	5	5	5
市街地	量の見込み	[A]	288	283	280	279	279
	確保方策	[B]	281	281	281	281	281
	差	[B-A]	▲ 7	▲ 2	1	2	2

1 歳

単位:(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	321	349	344	341	340
	確保方策	[B]	483	474	474	474	474
	差	[B-A]	162	125	130	133	134
北部	量の見込み	[A]	3	3	3	3	3
	確保方策	[B]	15	6	6	6	6
	差	[B-A]	12	3	3	3	3
西部	量の見込み	[A]	3	4	4	4	4
	確保方策	[B]	12	12	12	12	12
	差	[B-A]	9	8	8	8	8
市街地	量の見込み	[A]	315	342	337	334	333
	確保方策	[B]	456	456	456	456	456
	差	[B-A]	141	114	119	122	123

2 歳

単位:(人)

			R7	R8	R9	R10	R11
市全体	量の見込み	[A]	416	363	393	388	385
	確保方策	[B]	478	469	469	469	469
	差	[B-A]	62	106	76	81	84
北部	量の見込み	[A]	3	3	3	3	3
	確保方策	[B]	15	6	6	6	6
	差	[B-A]	12	3	3	3	3
西部	量の見込み	[A]	4	4	4	4	4
	確保方策	[B]	12	12	12	12	12
	差	[B-A]	8	8	8	8	8
市街地	量の見込み	[A]	409	356	386	381	378
	確保方策	[B]	451	451	451	451	451
	差	[B-A]	42	95	65	70	73

教育・保育の推進体制

4) 認定こども園の普及〈担当課：子育て支援課〉

認定こども園は、乳幼児期から学童期にわたる連続性のある教育・保育の提供が重要であるという観点から、保護者の就労に関わらず幼児教育・保育を一体的に提供する環境を整えるために創設された施設です。

本市の公立幼稚園及び保育所については、「石垣市立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会」において、既存施設の建築年数や立地環境等を勘案し、段階的な認定こども園への移行に取り組んでおり、北部地区には令和8年4月に新規こども園の開設を予定しています。

私立については、引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば移行に向けた取組を検討することとします。

5) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上〈担当課：子育て支援課〉

(1) 幼稚園教諭・保育士の確保対策及び処遇改善

保育士を安定的に確保することは最重要課題であるという観点から、離島の不利性を解消するためにも、島外からの保育士誘致（石垣市島外保育士誘致支援事業）のほか、保育士資格を有していながら、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の復職を促すための支援（石垣市保育士再就職応援給付金）を実施し、保育人材の確保に努めます。

また、石垣市内での保育士試験実施や試験対策講座の開講、保育士等資格取得養成課程（石垣集団学習会場）の開設により、保育士資格を取得しやすい環境を整備することによって保育人材の育成及び確保に取り組めます。

加えて、人材が安定かつ長期的に勤務しやすい環境を整えるべく、行政と事業者が協働して保育士離職防止に関する取組を促進します。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

子どもを取り巻く環境が変化する中、幼児教育・保育に関するニーズも年々多種多様となっていることから、質の高い教育・保育を提供するためにも、専門的知識と技術・経験を兼ね備えた幼稚園教諭及び保育士の安定的な確保が不可欠となっています。

幼稚園教諭免許が休眠状態である幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対して、免許更新の受講を推進し、資質向上を図ります。

また、保育士に関しては、石垣市内での「保育士等キャリアアップ研修」の開催を推進し、保育士及び保育所運営者の負担軽減を図るとともに、保育士の資質向上に努めます。

さらに、石垣市では「保幼小連携講演会」を実施し、幼児教育に関わる教育・保育施設の職員や小学校1年生の担任等が一堂に会し、教育・保育や保幼小接続における現状と課題を共有しあい、教育保育の質向上と幼児期から小学校への円滑な接続を図り、子どもの成長に寄り添った教育・保育環境の整備に努めます。

6) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進〈担当課：子育て支援課〉

地域型保育事業については、3歳以上の教育・保育が同じ方向性かつ連続的に実施されるよう教育・保育施設との連携強化を図ることとされており、本市においては、第2期事業計画期間内で連携施設を確保できた地域型保育事業者が増加しました。

引き続き、平成29年度に策定した「地域型保育事業等における連携施設に関するガイドライン」に基づき、各事業者が連携施設を確保することを基本とした上で、公立の認定こども園を連携施設として設定することや、当該事業所が連携施設を確保できるよう市が積極的な関与・役割を果たし、連携体制の構築に向けた取組を進めます。

7) 教育・保育施設と小学校との連携の推進〈担当課：子育て支援課〉

子どもの発達や学びの連続性を保障するためにも、幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要であるという観点から、保育所－幼稚園－認定こども園－小学校間（以下「保幼こ小」という。）の連携体制の更なる強化が不可欠です。

本市においては、第1期及び第2期事業計画期間内に進めてきた教育・保育施設の整備に伴い、地域の保育ニーズに応じた保育施設の増設を行ってきたことから、保幼こ小連携の重要性が今後一層高まることが想定されます。

幼小接続アドバイザーやコーディネーター及び指導主事が中心となり、保幼こ小児童の交流や教諭・保育士相互の合同研修の実施、施設間の情報共有を強化し、教育・保育施設と小学校との連携を引き続き推進します。

8) 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施〈担当課：子育て支援課〉

「子育てのための施設等利用給付」については、保護者からの申請に基づいて、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し、引き続き実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、必要に応じて施設の運営状況、監査状況等に関する情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給のため、継続して県と連携を図っていきます。

第2章 地域子ども・子育て支援事業

1) 延長保育事業（時間外保育事業）〈担当課：子育て支援課〉

（対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～5歳）

【事業内容・量の見込み】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園および保育所等において保育を実施する事業であり、令和6年度現在、17か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

現在の実施体制（17か所）でニーズに対応していきます。

さらに、当事業の提供体制が整い次第、実施施設を増やし、サービスを必要としている利用者が利用しやすい環境の充実を図っていきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人)	[A]	316	308	307	301	296
確保方策	利用人数(人)	[B]	420	420	420	420	420
	差 (人)	[B-A]	104	112	113	119	124
	施設数(か所)	-	17	17	17	17	17

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈担当課：子育て支援課〉

（対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：6歳～11歳）

【事業内容・量の見込み】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

石垣小学校内に放課後児童クラブの専用施設が完成し、令和6年度より供用を開始しております。

今後も、サービスを必要としている児童が安心して利用できるよう利便性の向上と安心安全な放課後の居場所づくりに継続して取り組んでいきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人)	[A]	656	637	616	596	583
確保方策	登録人数(人)	[B]	724	684	684	684	684
	差 (人)	[B-A]	68	47	68	88	101
	施設数(か所)	公設施設	2	2	2	2	2
		民間施設	19	18	18	18	18
計		21	20	20	20	20	

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈担当課：こども家庭課〉

（対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～17歳）

【事業内容・量の見込み】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業〔ショートステイ〕）。令和6年度現在、受入れ施設2か所、里親2か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

現在の受入れ施設（2か所）と里親登録者（2か所）による体制でニーズに対応していきます。

また、事業利用にあたり、申請期限を2日前としておりますが、緊急での利用希望に対応するために、里親登録している方との委託契約数を増やし、利用者ニーズに対応できるよう努めていきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	60	60	60	60	60
確保方策	利用人数(人日)	[B]	260	260	260	260	260
	差 (人日)	[B-A]	200	200	200	200	200
	施設数(か所)	-	4	4	4	4	4

4) 地域子育て支援拠点事業〈担当課：子育て支援課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～5歳)

【事業内容・量の見込み】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業であり、令和6年度現在、公立6か所（こっこーま、おおはまこども園、まきらこども園、へいしんこども園、あらかわこども園、かびらこども園）、私立3か所（ゆい、なごみの広場、みるくる）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

令和6年度末の「まきらこども園」の閉園に伴い、令和7年度は一時的に量の見込みが確保の方策を上回りますが、令和8年度には、北部地区に「いばるまこども園（仮称）」を開設予定であり、ニーズに対応できる体制を構築していきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人回)	[A]	4,325	4,218	4,299	4,260	4,241
確保方策	利用人数(人回)	[B]	4,320	4,416	4,416	4,416	4,416
	差 (人回)	[B-A]	▲ 5	198	117	156	175
	施設数(か所)	-	8	9	9	9	9

5) 一時預かり事業（幼稚園型）〈担当課：子育て支援課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：3歳～5歳)

【事業内容・量の見込み】

幼稚園又は認定こども園において在籍する満3歳以上の幼児の一時預かり保育を行う事業です。本市においては、北部地区の公立幼稚園および私立認定こども園で実施しており、令和2年度より教育・保育の2号認定（新2号認定）としてニーズを見込んでいます。

【確保の方策】

北部地区の公立幼稚園は令和8年度に、いばるまこども園（仮称）に集約再編され、教育・保育の2号認定による利用となります。私立認定こども園においては、引き続き、教育・保育の2号認定（新2号認定）としてニーズを見込み、対応していきます。

6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）〈担当課：子育て支援課・こども家庭課〉

（対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～5歳、トワイライトステイは0歳～17歳）

【事業内容・量の見込み】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業であり、子育て短期支援事業〔トワイライトステイ〕、子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕（就学前児童〔0～5歳〕分）、その他での一時預かりが該当します。

本市では、令和6年度現在、ファミリー・サポート・センター事業、その他での一時預かりを実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業に加え、一時預かり施設3施設で受け入れ態勢を構築します。

また、安定的な事業実施のため、保育士及びファミリー・サポート・センターのお助け会員を増やすことによる人材確保に努めます。

トワイライトステイについては、利用者のニーズを見極めつつ、実施を検討します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	679	663	660	646	637
確保方策	利用人数(人日)	[B]	679	679	679	679	679
	差 (人日)	[B-A]	0	16	19	33	42

《確保方策 詳細》

		R7	R8	R9	R10	R11
下記以外の一時預かり	利用人数(人日)	40	40	40	40	40
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
ファミリー・サポート・センター	利用人数(人日)	639	639	639	639	639
トワイライトステイ	利用人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

〈担当課：子育て支援課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～18歳)

【事業内容・量の見込み】

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業であり、令和6年度現在、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）で対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

ファミリー・サポート・センター事業に加え、R8年度より病後児保育施設1か所開設によりニーズ対応を目指します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	45	44	44	43	42
確保方策	利用人数(人日)	[B]	45	62	62	62	62
	差 (人日)	[B-A]	0	18	18	19	20

《確保方策 詳細》

		R7	R8	R9	R10	R11
病児・病後児 保育	利用人数(人日)	0	17	17	17	17
	施設数(か所)	0	1	1	1	1
ファミリー・サ ポート・セン ター	利用人数(人日)	45	45	45	45	45

8) 子育て援助活動支援事業[ファミリー・サポート・センター事業] (就学児分)

〈担当課：子育て支援課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～18歳)

【事業内容・量の見込み】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、ここでは「就学児（6～11歳）」の利用に係る量の見込みを算出するものです（就学前児童〔0～5歳〕分は「6～11歳未満事業」参照）。

本市では、令和6年度現在、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

【確保の方策】

放課後児童クラブ等の他のサービスで対応できないケース等を中心に、引き続き、ファミリー・サポート・センター事業において対応しつつ、安定的な事業実施のため、ファミリー・サポート・センターのお助け会員を増やすことによる人材確保に努めます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用人数(人日)	[A]	72	70	68	65	64
確保方策	利用人数(人日)	[B]	120	120	120	120	120
	差 (人日)	[B-A]	48	50	52	55	56

9) 利用者支援事業（担当課：子育て支援課・健康福祉センター・こども家庭課）

（対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～5歳、こども家庭センター型は0歳～17歳、妊婦等包括相談支援事業型は0歳）

【事業内容・量の見込み】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健やその他の子育て支援等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

下記のいずれかの類型を選択して実施するものであり、本市では、令和6年度現在、基本型3か所（公立認定こども園）、特定型1か所（子育て支援課）、こども家庭センター型2か所（健康福祉センター・こども家庭課）でニーズに対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

《利用者支援事業の類型》

基本型	<ul style="list-style-type: none"> 「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用
特定型	<ul style="list-style-type: none"> 主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす 主として行政機関の窓口等を活用
こども家庭センター型 (旧母子保健型)	<ul style="list-style-type: none"> 助産師や保健師、社会福祉士等が、妊娠期から子育て期を通じて、育児に関する相談対応や家庭訪問を実施し、個々に応じた切れ目ない支援を行います。 主として母子保健等に関する相談機能を有する施設で実施
妊婦等包括相談支援事業型	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦、その配偶者等に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う

【確保の方策】

市子育て支援課で実施している「特定型」に加え、こども家庭課に「こども家庭センター」を設置し、健康福祉センターの「こども家庭センター型」と合わせて、実施体制を構築します。

また、「基本型」については、今後、子育て支援員研修修了者の増加を図ることで人材確保を推進し、提供体制の充実を図ります。

				R7	R8	R9	R10	R11	
量の見込み	施設数		(か所)	[A]	7	7	6	6	6
確保方策	施設数	基本型	(か所)	[B]	3	3	3	3	3
		特定型	(か所)		1	1	1	1	1
		こ家セン型	(か所)		2	2	1	1	1
		妊婦等型	(か所)		1	1	1	1	1
		計	(か所)		7	7	6	6	6
	差	(か所)	[B-A]	0	0	0	0	0	

10) 妊婦健康診査事業〈担当課：健康福祉センター〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：妊婦)

【事業内容・量の見込み】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査は安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診を「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけています。本市では、令和6年度現在、市内の医療機関2か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

【確保の方策】

妊婦健診受診者の負担軽減に努め、対象となる妊婦全員の実施（受診率100%）を目指し、引き続き、妊婦健診未受診者への介入を図ります。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人回)	[A]	6,230	6,146	6,090	6,062	6,062
確保方策	延べ人数(人回)	[B]	6,230	6,146	6,090	6,062	6,062
	差 (人回)	[B-A]	0	0	0	0	0

1 1) 乳児家庭全戸訪問事業 (担当課: 健康福祉センター)

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕: 0歳)

【事業内容・量の見込み】

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、令和6年度現在、健康福祉センターの保健師及び母子保健推進員、助産師で訪問を実施しています。

計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

【確保の方策】

安定的な事業実施のため、訪問員（保健師・母子保健推進員・助産師）の負担改善を図りつつ、対象となる新生児全員の実施（実施率100%）を目指します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	対象人数(人)	[A]	445	439	435	433	433
確保方策	実施人数(人)	[B]	445	439	435	433	433
	差 (人)	[B-A]	0	0	0	0	0

1 2) 養育支援訪問事業 (担当課: こども家庭課)

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕: 0歳～17歳)

【事業内容・量の見込み】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方策】

令和5年度まで実施していましたが、事業内容の一部が令和6年度から「14) 子育て世帯訪問支援事業」に移行しました。専門相談については、今後、受託先の確保に努めます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	対象人数(人)	[A]	10	10	10	10	10
確保方策	実施人数(人)	[B]	10	10	10	10	10
	差 (人)	[B-A]	0	0	0	0	0

1 3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(担当課：子育て支援課)

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～5歳)

【事業内容・量の見込み】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、給食に関する費用、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

教育・保育利用者等の状況を注視しながら、実施の必要性について検討していきます。

1 4) 子育て世帯訪問支援事業 (担当課：こども家庭課)

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～17歳)

【事業内容・量の見込み】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業であり、令和6年度現在、NPO法人1か所(子育てサポート やいま)で実施しています。

【確保の方策】

対象となる全家庭での実施を目指し、新規委託先を選定することを検討します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	256	302	344	387	427
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	260	312	364	416	468
	差 (人日)	[B-A]	4	10	20	29	41

15) 児童育成支援拠点事業〈担当課：こども家庭課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：6歳～17歳)

【事業内容・量の見込み】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業としての実施は見込んでおりませんが、別途「子どもの貧困対策事業」（こども家庭課）の中で類似事業を実施しており、今後も当該事業において対応していきます。

16) 親子関係形成支援事業〈担当課：こども家庭課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～17歳)

【事業内容・量の見込み】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の方策】

実施にあたっては、より専門的な資格習得が必要となるため、受託先の確保に努めます。

17) 妊婦等包括相談支援事業〈担当課：健康福祉センター〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳)

【事業内容・量の見込み】

妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業です。

【確保の方策】

市健康福祉センターで「妊婦等包括相談支援事業型」として実施体制を構築します。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(回)	[A]	1,334	1,316	1,304	1,298	1,298
確保方策	延べ人数(回)	[B]	1,334	1,316	1,304	1,298	1,298
	差 (回)	[B-A]	0	0	0	0	0

18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈担当課：子育て支援課〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：0歳～2歳)

【事業内容・量の見込み】

現行の教育・保育給付に加え、保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満のこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業です。計画期間内の量の見込みは、国が定める標準的な算出方法により算出しました。

【確保の方策】

国では、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として事業の本格実施とされていることから、令和7年度は、休園の幼稚園等で運営できるよう調査検討、実施体制の構築に努め、令和8年度から少なくとも1か所に対応していきます。

0歳

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	2,265	2,250	2,235	2,235	2,235
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	0	2,250	2,235	2,235	2,235
	差 (人日)	[B-A]	▲ 2,265	0	0	0	0

1 歳

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	1,425	1,545	1,515	1,500	1,500
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	0	1,545	1,515	1,500	1,500
	差 (人日)	[B-A]	▲ 1,425	0	0	0	0

2 歳

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	945	825	900	885	870
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	0	825	900	885	870
	差 (人日)	[B-A]	▲ 945	0	0	0	0

19) 産後ケア事業〈担当課：健康福祉センター〉

(対象年齢〔4月1日時点の年齢〕：出産後1年を経過しない産婦及び乳児)

【事業内容・量の見込み】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

計画期間内の量の見込みは、本市の推計妊婦数等をもとに、国が定める標準的な算出方法により、算出しました。

【確保の方策】

引き続き、産後ケア施設（1か所）でニーズに対応し、サービスを必要としている産婦とその子どもが利用しやすい環境づくりを進めていきます。

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数(人日)	[A]	896	884	876	872	872
確保方策	延べ人数(人日)	[B]	896	884	876	872	872
	差 (人日)	[B-A]	0	0	0	0	0

第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

本章は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画に該当するものです。

本市においては、第2期事業計画に引き続き、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」と「子どもの居場所づくり」を重点的に推進するべき施策として位置づけ、加えて、離婚率が全国と比べて高いという本市の特性を踏まえて、ひとり親家庭に対し、相談・情報提供から就業支援、経済的支援、子育て・生活支援等を実施し、自立を促進していきます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発

（1）市民に対する啓発〈担当課：子育て支援課〉

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、引き続き、市広報紙・パンフレット等の紙媒体やホームページ、各種講座等の多様な機会を活用し、広く市民に啓発していきます。

また、健康的な生活習慣の実現のため、男性に対する長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

（2）企業・事業所に対する啓発〈担当課：子育て支援課〉

企業・事業所に対しても、市民と同様に各種媒体を活用するとともに、第2期事業計画期間では、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の周知のため、県と連携し本市で説明会を開催しました。引き続き、国・県等の関係機関とも連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、啓発していきます。

特に企業・事業所については、労働者が健康を維持しながら働ける環境を整備するため、長時間労働の是正や育児休業等の各種休業制度の周知等により、労働者が働きやすい環境づくりと、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」等の関連法令の遵守について啓発していきます。

2) 仕事と子育ての両立支援

(1) 就業に対する支援〈担当課：子育て支援課〉

市全体の雇用促進を図るため、平成31年2月に沖縄労働局と「石垣市雇用対策に関する協定」を締結し、本市が抱える雇用環境と人手不足の改善や求人・求職者数の拡大、求職者と企業間のミスマッチ解消などに連携して取組み、雇用の質の向上に引き続き、取組みます。

その一環として、ハローワーク等の関係機関と連携して就業に関する説明会・講習会等の開催に取組むとともに、保護者に対象を絞った雇用に関する説明会等の実施を目指し、子育て中の保護者に対する相談や子育てとの両立に配慮した支援に努めます。

保護者により就労形態や就労時間が異なることから、保護者のニーズや本市の実情を踏まえて、多様な働き方に対する支援サービスの充実に取組みます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実〈担当課：子育て支援課〉

教育・保育をはじめ、延長保育事業や、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実に より多様な働き方をする保護者のニーズに対応をしていくとともに、保護者に対する情報提供や必要に応じた相談・助言を行うための地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の拡充や周知を図り、働く保護者にとって、仕事と子育ての両立がしやすい環境の整備に努めます。

また、安定的な事業実施のため、各種サービス提供の基盤となる人材育成・確保に努め、提供体制の充実に取組みます。

ひとり親家庭への支援と自立促進

(1) 専門相談員の支援体制強化〈担当課：こども家庭課〉

女性相談員や母子父子自立支援員の支援体制を強化し、ひとり親家庭が直面する問題に対して専門的な相談を行い、個別のニーズに応じた支援を提供し、家庭の状況に応じた適切なアドバイスや情報提供を行います。

(2) 多様なサービスの提供〈担当課：こども家庭課〉

ひとり親家庭を対象とした、就業支援や生活支援、子育て支援などの各種サービスの情報提供・充実に努めます。具体的には、就業準備講座やキャリアアップ支援、子ども向けの学習支援プログラムなどを通じた家庭の経済的安定を図ります。

(3) 関係機関・民間団体との連携〈担当課：こども家庭課〉

福祉団体や教育機関などとの連携を強化し、ひとり親家庭への支援ネットワークを構築することにより必要な情報提供やサービスが迅速に提供されるよう努めます。

また、地域の民間団体とも協力し、地域全体でひとり親家庭を支える環境を整えます。

（４）子どもの福祉の確保〈担当課：こども家庭課〉

子どもたちの健全な成長を支えるため、養育費の確保や面会交流に関する相談支援に努め、親子間の関係性を維持し、子どもたちが安心して成長できる環境を提供します。

児童館等の居場所づくり

１）児童館〈担当課：子育て支援課〉

令和６年１０月現在、本市の児童館は「石垣市子どもセンター（石垣市健康福祉センター内）」及び「とのすく児童館」の２か所となっています。

本計画策定に当たり実施したニーズ調査では、４割以上の保護者から、児童館増設の要望が強く、児童館の機能として、子どもの遊び・体験の場や放課後の居場所、学習支援など多様な機能の充実が求められていることも踏まえ、検討を進めてきた児童館の増設について、令和７年１月開館に向けて、県営新川団地の余剰地で「新川児童館」の建設を進めており、指定管理者制度を利用した運営を予定しています。

２）その他の居場所づくり

（１）小学生の放課後の居場所づくり〈担当課：子育て支援課・いきいき学び課〉

小学生の放課後の居場所づくりとして、「放課後児童健全育成事業」（各論第２章-２）参照）や、「放課後子ども教室」を計画的に整備するとともに、引き続き、両事業の連携・協働等により放課後対策を推進します。

（２）子どもの貧困対策による居場所づくり〈担当課：こども家庭課〉

本市では、沖縄県の補助事業を活用した子どもの貧困対策事業の一環として「子どもの居場所運営事業」を実施し、令和６年度現在、「子どもホッ！とステーション」を４か所（拠点型１か所・従来型３か所）設置しています。

これらの子どもの居場所は、放課後から家庭へのつなぎの場所として、各居場所の機能に応じて、「食事の提供」「学習支援」「生活指導」「キャリア形成等支援活動」「ソーシャルワーク」などを実施する居場所の運営を行い、健全な支援員による寄り添い支援により、子どもの心身の健康状態及び自己肯定感の向上を図ることを目的に実施しています。

また、若年妊産婦の居場所事業として１か所設置し、社会的に孤立困窮した若年妊産婦に居場所を提供し相談支援を行っています。

今後も開設済の居場所において上記の目的に則した運営を継続するとともに、市内に所在する法人や自治会、学校ＰＴＡ等の地域主導の活動による新たな居場所づくりに対して支援を行い、地域で見守る子育て環境づくりに取り組めます。

（３）特別な配慮を要する子どもの居場所づくり〈担当課：子育て支援課・健康福祉センター・障がい福祉課〉

地域の中で、すべての子どもが健やかに育つことができる環境を整えるために子どもの発達や子育てに関する「すこやか相談窓口」を設置し、相談の内容に応じて、切れ目のない支援を提供できる体制づくりを行っています。

特別な配慮を要する子どもに対しては、「石垣市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、令和6年11月現在、「児童発達支援（9か所）」や「放課後等デイサービス（11か所）」等により、必要な療育や生活能力向上等のための指導・訓練等を行う通所サービスを提供しています。

加えて、子どもが必要とする支援を受けられることができるよう、教育・保育施設における補助者や支援員の加配を実施し、すべての子どもが健やかに育つことができる居場所づくりに取り組めます。

また、保護者が主体的に子育てに取り組めるよう、親子にとって重要な期間となる乳幼児期の子育て支援に取り組み、適切な親子の関係性構築につながる居場所づくりに努めます。

（４）安心・安全な子どもの居場所づくり〈担当課：子育て支援課・道路・施設課〉

子どもたちが全身を力いっぱい動かして遊ぶことができる公園は、元気で健やかに成長していく上で重要な役割を担っています。石垣市中央運動公園やサッカーパークあかんま、住区基幹公園等の施設において、定期的な草刈り、遊具やトイレの修繕、危険木の剪定、スポーツ施設の改修など危険箇所を発見した際の速やかな改善・維持管理により、安心・安全な子どもの居場所づくりに努めます。

（５）地域（結い）の力を活かした子どもの居場所づくり〈担当課：子育て支援課〉

地域社会の変容や家族形態等が変化するなかで、支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を提供していく「地域づくり」が必要とされています。地域にある既存施設や人材を有効に活用し、地域の実情や特性に応じた子どもの居場所づくりに取り組めます。

第4章 計画の推進

計画の進行管理

本計画に示した各種施策・事業について、年度ごとに進捗状況を整理し、庁内において点検・評価を行います。また、その結果を「石垣市子ども・子育て会議」に報告し、確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただきながら計画を推進していきます。

なお、計画の進捗状況に応じて、令和9年度を目途に中間見直しを行います。

計画の推進のための各主体の役割

本計画を推進し、計画の基本理念「生まれどう宝（子宝こそ第一） ふあーまー（子・孫） 元気 結い（地域）で子育て」を実現するためには、家庭をはじめ、地域や企業・事業所、行政等のさまざまな主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが必要です。

本項では、計画推進に特に関連の深い主体ごとに、期待される役割を整理しました。

これらを参考にしながら、主体ごとの取組を進め、社会全体で協働して、子ども・子育てにやさしいまちづくりの実現を目指しましょう。

《各主体に期待される役割》

家庭	<ul style="list-style-type: none">● 男女がともに協力して子育てに関わり、子育ての喜びや責任を分かち合いましょう。● 働く保護者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にしましょう。
地域 (市民や地域団体等)	<ul style="list-style-type: none">● 市民一人ひとりが子育てに対する理解と関心を深め、子どもの育ちや子育てに協力し、地域（結い）で子育てを支えましょう。● 民生委員・児童委員やボランティア等の地域団体は、行政では行き届かないきめ細やかな活動を行うことができます。このような特性を活かして子育て支援に取り組みましょう。
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none">● 男女とも多様な働き方が選択でき、子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに取り組みましょう。● 労働者一人ひとりのライフステージにあわせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境づくりに取り組みましょう。
教育・保育等サービス事業者 (教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の事業者)	<ul style="list-style-type: none">● 利用者本位の質の高いサービスの提供に取り組みましょう。
行政（石垣市）	<ul style="list-style-type: none">● 本計画及び関連計画を着実に実施し、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成支援の充実を図ります。● 家庭や地域、企業・事業所等に対して、子ども・子育て支援及び次世代育成支援の重要性を啓発し、各主体と連携・協働して取組を推進していきます。

作成中

資料編
